

住宅・建築物の省エネ性能表示制度 概要説明会 2017

主催：一般社団法人 住宅性能評価・表示協会（評価協会）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）において、規制措置（「省エネ基準適合義務・適合性判定」及び「届出」等）が本年4月に施行されます。この度、規制措置の概要や、規制措置と連動したBELSの取得方法（※）等について周知することを目的として、下記の通り説明会を開催いたします。また、本説明会では、BELS制度の概要や、申請書の具体的な作成方法についても説明をいたします。

※ 省エネ基準適合義務対象物件について、省エネ計画書及び適判通知書の写し等を活用することにより、評価書を取得可能とすること等



開催日時	
平成29年2月27日（月）大阪会場 ・ 平成29年3月6日（月）東京会場	
大阪会場	
新梅田研修センター グランドホール	
JR大阪駅から新梅田研修センターまで 直通バスで5分 [20分おきに出発]	
東京会場	
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 地下1F・ホール	
都営地下鉄・新宿駅より徒歩6分	

（参加費：無料）

申し込みは下記URLとなります

<https://krs.bz/kentikubutsu-shoeneho/m/shoene-seinousetsumei>

— プログラム（予定）—	
13:30~14:00 (30分)	住宅・建築物の省エネルギー施策の動向 国土交通省住宅局住宅生産課
14:00~14:30 (30分)	BELS制度の概要（住宅及び非住宅） BELS制度の基本的内容の説明 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
～ 休憩（15分）～	
14:45~15:20 (35分)	BELS申請方法の説明 ～申請書記入例を用いた具体的な申請方法の説明～ 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
15:20~15:35 (15分)	質疑応答